平成27年 第3回 高知県人権教育推進協議会まとめ

日時 平成 27 年 11 月 26 日 (木) 18:30~20:30 場所 高知県教育センター分館 大講義室

1 開会

◆第2回推進協議会の振り返り

2 議題

- ◆前回の協議会についての報告
- ◆高知県人権教育推進プラン(改定版)(案)についての提案
- ◆協議

(以下記号:○協議会委員、●事務局)

(事務局説明)

資料1 前回の協議会の概要について

資料2 高知県人権教育推進プラン(改定版)(案)についての説明

- ・改定の背景とポイント、人権教育についての基本的な考え方、県民意識調査の結果を基にした課題解決 のための県教育委員会の取組と、就学前・学校教育、社会教育の分野における各分野の取組例
- ・第1章、2章、3章についての説明
- ○第1章、2章について、4ページの「人権とは」等の括弧付きの記載がたくさん出てくるが、法律や 答申からの引用なのか、強調という形での括弧なのか。使い方の統一が必要ではないか。
- ●固有名詞や強調する部分に括弧を付けているが、引用している部分もあるため、整理をしたい。
- ○10ページの「人権教育を進める上で留意すべきポイント」では、「すべき」と少し強くなった感じがするが、強調したい意図があるのか。現行プランは「大切にしたいこと」と柔らかく表現している。
- ●特に強い意図ではなく、留意していく必要があるということで表現させていただいた。
- \bigcirc 11 ページの問 12-2 や 12 ページの問 12-3 のアンケートの回答で、元の選択肢は何項目あるのか。
- ●全項目については、現在所持していないため、後にお知らせする。
- ○アンケートは資料として掲載するのか。
- ●この3点をお示しするだけで、資料としては取り扱わない。
- ○問 12-2 では同様の回答項目があり、回答項目が 5 個しかなく、その優先順位が変わったと思った。しかし、問 12-3 では、「公務員」や「NPO法人」という項目が新しく掲載され、「県民自らがボランティア活動など」という回答がない。公務員への期待が読み取れる。しかし、回答項目自体を変更すると、項目自体に意図的なものがあるのではないかと考える。全体像はどのようになっているのか。
- ●今、14年度の元の資料を所持していないため、後に回答させていただく。
- ○18ページの県教育委員会の取組の2項目目、「県民に身近な10の人権課題」が出てきたが、どこから 導かれた県民に身近な10の人権課題なのか。
- ●10 の人権課題については、9ページにこれまでの県民に身近な7つの人権課題に、新たに3つ加わった部分で関連付けて出てきている項目になる。
- ○これは、高知県民に身近な人権課題なのか。それとも、今求められている人権課題なのか。世界で言

われている人権課題と同じものか。

- ●7つの人権課題については、高知県人権尊重の社会づくり条例に示されている。世界の人権課題には 同和問題はなく、項目においては異なる。今回は県にも犯罪被害者等が新たに入っているが、国と県 も若干違っている。
- ○最後に 20 ページの県教育委員会の取組の 1 で、家庭教育を支援するための研修は、具体的にはどのようなものなのか。私が考えていたものは、家庭支援のための研修である。
- ●家庭教育を支援するという表現は、再度検討させていただきたい。
- ○同和教育から人権教育になるとき、取組が広く浅くなり、同和問題が置き去りになるのではないかと随分論議した。例えば、入口や切口として障害者の人権から学習しても、女性や子ども、同和問題も人権侵害があればおかしいと気付く感覚を育てようと結論付け、人権教育となった。しかし、子どもたちが本当に人権感覚を深めてきたのかという反省がある。人権教育の授業では、個別の人権課題しか扱っていない状況があり、既存の学習や人権課題それぞれを横につないだ授業にあまり出会わない。この国連の世界プランにも知識と感覚が述べられているなか、10 の身近な人権課題を小中学校で全て深く学習することは難しく、濃淡も出てくる。各地域で大事にする人権課題を中心にしながら他の人権課題も学び、人権感覚をどう身に付けていくのかという点をぜひ盛り込んでいただきたい。その関連性をもたせるような言葉や方向性、展開例を10ページの留意すべきポイントの中か、この6番の連続性の中なのか、他にも関連するところに入れていただきたい。
- ○具体的な話として、例えば 10 ページのポイントのあたりに、7 つの人権課題と3 つの人権課題の相互 関連のようなことを入れてほしい。
- ○盛り込み方については、教育委員会にお任せしたいが、関連性をもたせた展開や、視点の必要性をぜ ひ盛り込んでいただきたい。
- ●個別の課題、それから普遍的な視点からの取組ということで、9ページの方にその連続性について、 関連性を付けて記載している。展開例についてはプランではなく、「Let's feel じんけん」の改定で の掲載を考えていきたい。
- ○第3章と関連して、2ページに解説があるが、人権教育のための国連 10 年の中で示した、みんなで人権文化を築こうという方向性がある。新しい人権感覚、あるいは人権に満ちた社会をつくっていく、それが人権文化だと思う。「差別をしない、させない、許さない」をどこまで包含しながら人権文化へつなげていくか。プラン全体像の中に人権文化という言葉が記載されていない。全体像の一番上に、豊かな人権感覚を備えた県民の育成を通して人権文化が生まれてくるのだろうと考える。
- ○非常に重要なご意見かと思う。23ページに「人権文化」を記載するということは、トータルな目標である。豊かな人権感覚を備えたということは、人権文化を高知県に根付かせていくということである。 四角の括弧の中に、人権が大切にされる社会が人権文化であるということを入れるのか。
- ○8ページの社会教育における人権教育が非常に遅れている。社会教育こそ正しく知らせていくことが必要だと常々思っているが、この書き方ではとても弱く感じる。「自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが必要」「参加体験型の手法を用いて学習が押し付けにならないように」というあたりから最後のところまでの書き込みをもう少し突っ込んだ書き方ができないか。きちんと検証が定着するような書き込みがほしい。また、地域住民だけではなく、公民館や図書館等の社会教育施設での研修も入れていきたい。
- ○今回の改定版の大きなポイントの一つは、社会教育という視点をかなり強く出そうとしている。

- ○もう一つ言うと、取組の方向性の二つ目の「人権が尊重された雰囲気や環境の中で学習すること」では、人権が尊重されるのは雰囲気かどうか。抽象的であると思う。
- ○人権が尊重されたものは雰囲気かということなのか。極端に言うと、人権が尊重された雰囲気は、生み出された人間関係や環境の中でというものがよいのか。捉え方によってはネガティブなニュアンスもあるため、検討していただきたい。
- ○自由な雰囲気の中で学習をするということも大事である。
- ○事務局は委員の意見を誠実に受け止めていると思う。例えば、改定のポイントの3つ目に、私の発言 した進捗状況の管理があるが、本気でやるのか。よくまとめていただいているが、大丈夫かと思う。 網掛けが掛かっているところや、3章のアンダーラインの箇所は、委員の発言を受け止め記載してい ただいている。
- ○5ページの下の「生かす」と6ページの取組の「活かす」の字が混在している。
- ○17 ページの県教育委員会の取組で、4の「人権教育主任や生徒指導主事等に対して組織的な推進体制の確立」のところだが、特別支援教育で課題になっていることは、反社会的行動や非社会的行動、虐待、愛着障害、行為障害等、生徒指導と特別支援の両方に重なっているものがある。連携の仕方が分からないという課題もある。どこかに人権教育主任と生徒指導主事等と、特別支援教育コーディネーターが連携するような組織的対応があった方が、行為障害や反社会的行動のところの受け皿ができるのではないか。特別支援だけでもない、生徒指導だけでもないという子どもたちが見えてきているため、どこかに入れてほしい。
- ●委員が発言されたところは、生徒指導主事会でも特別支援コーディネーターとの連携を含めて研修の中には盛り込んでいる。そのような現状があり、特にその子どもの人権を尊重し、生徒指導と関連付けて研修を行っている。なお、検討していきたい。
- ○11ページの「人権に関する県民の意識」のグラフで、「一人一人の人権意識は4、5年前に比べて高くなっていると思いますか」という質問について、あまり変わらない、現状維持であると考えるときは、「そう思わない」と答えると思う。12ページに、これらの結果から県民の人権意識が低下していると判断しているが、前回の分とグラフを比較したときに、「4、5年前と比べて随分高くなった」と思って実感してそうだと思っている人は、高くなっているから実感しているわけだが、今度もその質問に対して、あれから取組を頑張っている割にはあまり高くないと思っている人たちは、別に低下しているとも思っていないと考える。さらなる取組はしなければならないが、このグラフの比較で低下ととらえるのはどうか。低下していると断言しない方がよいのではないのか。
- ○2点ある。1点目は先程と関連するが、16ページの学校での取組例の3番目のところで、いじめ・不 登校の背景にもやはり特別支援が必要な子どもがたくさんいる。生徒指導とあるので、生徒指導で学 習指導とつながっているだろうが、特別支援を入れていただくか、6番に書いてある項目をちょっと 上に上げていただいて、関連付けていただくとよいかと思う。
- ●予防的な視点というところには全ての子どもを含んでいるので、この部分についてはそれとはまた別にその支援計画や個別の指導計画というところをしっかり分けている。
- ○特別支援教育はなだらかな連続体になっており、5番の全ての子どもが分かる、できる、ユニバーサルにもなる。また、「開発的な生徒指導」は注釈がなくても理解できるのか。少し難しいのではないか。
- 5 年以上前から発信してきたが、「開発的な生徒指導」は子どものもっている力を引き出す生徒指導と している。

- ○「開発的な生徒指導」の前に何か言葉があるとよい。最後に 15 ページの上の県教委の取組の 2 番目で、「子どもがインターネットを正しく安全に使用するための、保護者研修」とあるが、来てほしい保護者ほど研修に来ないので、「保護者を対象にした理解、啓発」の方が効果的だと思う。
- ○関連して、乳幼児が対象で、「子どもがインターネットを正しく安全に使用する」という文言はどうか。 私たちはインターネット機器と呼ばずにインターネット端末と呼ぶので、「インターネット端末に頼ら ない子育てを支援するための保護者研修」という書き方の方がよい。

去年1年間に高知県の保幼小中高で4,000人程のアンケートを行ったが、0歳児と1歳児のネット端末の利用は80%であった。また、80%の保護者が2歳児までの乳幼児に利用させ、そのうちの66%の利用がスマホであった。20代の保護者のスマホの利用は77%であった。利用の目的は、子どもを一人で遊ばせたいとき、静かにさせたいとき、保護者が家事や何かをしたいとき最も使わせていた。自由に使わせているので、利用時間は4~6時間が多かった。また、授乳時に子どもを横に寝かせ、子どもにスマホでYouTubeをずっと見せるという回答も多かった。

最近、保育園の保護者参観や歯磨き指導と兼ねて、ネットの研修を行っている。保護者が、ネットトラブルや中毒に対し、少し敏感になり、参加が多くなっている。中学校の保護者は集まりにくい。 親が小学生にはある程度規制できるが、中学生の場合は難しい。約37.8~40%の中学生がネット依存、中毒に近い状況があり、学力が定着しないのではないかと調査結果から見ている。

- ○14ページの「子どもにインターネット接続機器を渡して、それに頼った子育てをしている保護者が増加しています」の記載で、「子どもがインターネットを正しく安全に使用するために」ということは少し違うと感じる。前ページにあるような実態を踏まえてのことであり、子どもが正しく使用していないこととは違うのではないか。
- ○関連して、小学校以降のところで 15 ページの 5番目の「児童生徒にインターネットを正しく安全に利用するための情報モラル教育」のところで、児童生徒が上手に正しく使えるのかと疑問に思う。例えば、「学年に応じた正しく安全な利用の仕方」としてはどうか。
- ○「学年に応じた」というものは少し言い過ぎではないか。
- ○しかし、一番インターネット端末、スマホを使用している子どもは、乳幼児の次に小学1年生である。
- ○「学年に応じたインターネットの正しい使用」については、全体的に細かくなり過ぎるのではないか。 「発達段階に応じた」ではどうか。「学年に応じた」まで記載すると、取組が大変なことになってくる という感じがする。
- ○推進プランの文章を細かく作ること以上に、子どもの現実とどう向き合うか、このプランに基づいて 具体的にどう行動していくのかということが大事である。人権教育推進協議会で議論する人権とは、 「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と書かれても分からない。また、10 ページには同和 教育の取組から受け継いできた考え方を受け継ぐという表記もあるが、何を受け継いだらよいのか。

今日の学力問題も随分論議をされているが、昭和25年の福祉教員が記録をしたノートには、子どもの状況や生活実態についてきめ細かく記載されている。当時も低学力で落ちこぼされてきた子どもたちへの取組を進め、高校進学率も上がってきた。地道に1件、1件、家庭訪問をしながら取り組んできた実践が、実は高知県の教育のレベルを上げてきたということも考えていくと、非常に同和教育の果たしてきた役割は大きいと考える。過去の実践から学ぶことがたくさんあるのではないか。

このような実践からも、私たちのその立ち位置によって、プランをより充実したものにしていける のではないか。ぜひ、具体的な取組の中で生かしていただければと願っている。

- ○10 ページには、その意味がかなり込められていると思う。それをどのように生かしていくかは、今後 の取組の中でということになると思う。
- ○就学前の13ページからのところで3点ある。1点目は、(1) 就学前教育の取組の①の網掛けの部分で、「この時期の基礎が次の意識や態度、行動につながります」というところは、とても就学前にとっては重い課題になる。このような言い切りの表現になると、責任の比重が非常に大きくなる。2点目は、14ページの《幼稚園・保育所等での取組例》の2に、「『推進体制』『乳幼児に関すること』『教職員に関すること』『保護者に関すること』などについて実態に応じて研修に取り組みます」という部分があるが、就学前の場合は全てが関連しているため、1つ1つの実態に応じての研修ということは少し分からない。3点目は、20ページの(3)社会教育の取組において、県教委の取組の3番目に、「子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる体制」とあるが、不安や悩みは、気軽には相談できないものである。「気軽に」という言葉は少し気になる。
- ○少し違和感のあるところがある。1点目は、11ページの問1-2の「国民一人一人」と、12ページの「県民」が同じ扱いになっている。また、「人権意識の低下」ということも気になった。2点目は、13ページの県教育委員会の取組の3で、「ひとり親家庭と厳しい状況におかれている家庭の子育て支援を行います。」は、就学前の教育のところに書かれているが、小中高、特別支援学校も含めて全てのところに掛かるような形で記載をお願いしたい。3点目は、15ページの県教育委員会の取組の7の「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した取組の推進」では、その前のところの言葉と後ろがどうも私の中では全てが結び付かない。16ページに関連することで、7に「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに努めます。」というところはしっくりくるが、こことの関係に違和感がある。人権教育主任、生徒指導主事等、特別支援コーディネーターの連携した取組例も入るよう検討していただきたい。
- ●先程のご意見について、後者については検討させていただくが、前段の部分 15 ページの 7 と、16 ページの 6 と 7 については、県教育委員会の施策としてのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の意図と、活用しての学校の環境づくりという点で分けて表現をさせていただいている。
- ○先程もネット等の意見があったが、就学前、それから小中となると、やはり保護者の研修等非常に参加率が年々落ちてくる。小中でも人権参観日があるが、保護者からすると非常に堅い話ということで、参加率も非常に落ちてくるが、コンサート等の場合には参加も増える。15ページの上に子育てに関わる学習会、研修会、ネット等の研修会等との記載があるが、ぜひ保護者の参加率のいい就学前のときに、人権教育全般の研修を行えるようぜひ取組に入れていただきたい。
- ○他の委員の意見にも関係するが、人権教育主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、組織的な推進体制というところでは、それをつなぐ校長のリーダーシップが必要である。コーディネーター的なスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにしても、何か起こったときの関わりが多いように思うが、未然防止をするためには、前もってつながっていく力がある教員が必要ではないか。全体をコーディネートできるような教員の育成等の取組があればよい。

また、11 には、小1プロブレム、中1ギャップとあるが、本校への転校の希望者を見ていると、高校 1 年の 5 月に登校ができない生徒の状況もあるため、高1 の部分も取組が必要ではないかと考える。 〇保育所等は学校の位置付けではなく、幼稚園は学校としての位置付けがある。高校までの視点につい

●コーディネーター役の教員についての位置付けはあるが、保育所・幼稚園になると、明確な位置付け

てはどうなのか。

はできていない。高校までの視野については入っている。

○学校では、人権教育主任や生徒指導主事、特別支援教育担当、スクールカウンセラー、と担当を分けてしまうことが多々ある。本当は全員でやらなければならないことが、任務分担をされて個々がしんどい思いをしている状況もある。やはり今日の教育をそのようなさび分けでやってしまうと、今後が心配である。

人権教育を単なる教育の一部にするのか、あるいは今日言われたさまざまな意見を本当に大事にした学校、子どもづくりをしていくのか。立つ位置によって大きく違ってくるのではないか。先輩の教育実践を見ると、人権教育が染みこむ。今日の課題を克服していくためのヒントがあるのではないか。

○高知県は、同和教育からの歴史を古くから積み重ねてきた県であり、大したものだと改めて実感している。委員からのいろいろな意見を頂き、データに基づきながら人権教育の施策の推進方針を立ち上げ、それを改定し、5年間の検証期間を設けて取組を行う県は、他にあるのかという気がする。

委員の意見を誠実に受け止めていただいていることも、発言者のイメージが分かるように今回の改 定プランに下線を引いているところから、非常に真摯に受け止められていると思う。

- ○社会教育について、地域住民に打って出る部門がとても弱く感じる。一番忘れてはならないことは、 支えてくれる地域住民であり、社会教育の中でどのように積み上げていくのかという取組が必要であ る。例えば、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の利用者が、いろいろな人権のことについて 触れるような掲示や放送があるとよいのではないか。改定プランの案を見ていると、家庭教育が中心 の社会教育になっており、教育委員会ができることを社会教育の方もぜひウエートを置いてもらいた い。
- ○今の社会教育については、現行プランに比べると、圧倒的に充実している。今回の改定版は最終版ではなく、ステップ・バイ・ステップで5年後にまた検証してはどうか。
- ○社会教育の内容も充実してはいるが、社会教育での記載の大多数が家庭教育、保護者に向けての内容である。家庭教育以外の内容も欲しい。
- ○長尾会長に過分な言葉を頂き、感謝する。全般的な話では、初めの方に安岡委員、戸田委員から、人権教育が教育活動の全体の中で部分的な扱いになってしまうのではないか、というご心配と受け止めさせていただいた。我々としては、人権教育は、人が人をきちんと認めてお互いに大切にし合うということに尽きると思っており、そのことが本当に教育の基本になると思っている。

そして、取組についての4つの視点の中にもこの趣旨は全ての教育活動の中で人権尊重ということを意識した取組として書かせていただいている。また、県民に身近な10の人権課題、個別の人権課題を研修し、学ぶ中で、基本的な人権課題について総合的な視点をもって取り組んでいくことも書かせていただいており、心配される面は十分踏まえ、取り組ませていただきたい。

また、その他、細部について十分練ることができていない部分もあり、ご指摘いただいた分は受け 止めさせていただき、次回、きちんとした形で返答できるところはさせていただきたい。

○次回、最終になるが、教育委員会も無理のない範囲でできる限りのことをまとめていただきたい。